

平成18年4月25日

検査・調査等業務従事者の身分確認 に関する調査 ＜調査結果に基づく通知＞



- 「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。
- 本調査は、8管区行政評価局（支局を含む。）及び沖縄行政評価事務所が平成17年8月から9月にかけて実地に調査した結果等に基づき、内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省に対して18年4月25日に通知するものです。
- 本調査のポイント
本調査は、行政相談を契機として行った調査であり、今回、初めて、13府省等を対象に検査・調査等業務従事者の身分証542様式を調査し、その約6割に当たる323様式について、所要の改善を求めるものです。

背景事情及び調査の視点等

背景事情

○ 問題の背景

近年、国等が実施する立入検査、統計調査等については、国民の価値観の多様化、プライバシー意識の高まり等を背景に、これらの対象者の理解と協力が得にくくなっている。

このような中で、

- ・ 検査・調査業務の従事者をかたった不正も発生したことから、訪問者の身分を確認するよう国等が注意喚起を行った例あり。
- ・ 個人や法人が安心して統計調査に応じることができるよう、身分証に顔写真を貼付するよう改善を求める行政相談あり。

行政苦情救済推進会議^(※)において、身分証の全体像を把握し、その改善を推進する必要との意見あり。

※ 行政相談等のうち、制度改正等を必要とするものについて、高い見識を有する公平な第三者による国民的立場からの意見を聴取し、的確な処理を推進することを目的として開催。

○ 身分証の実態

身分証は、検査・調査等ごとにその様式が定められており、その表記事項も区々であるとの指摘があるが、その全体像は未把握。

調査の視点

個人や法人が安心して立入検査、統計調査及び相談業務に応じられる環境の整備を図るため、これら業務従事者の身分証について、

- ① 本人かどうかを確認できるものとなっているか [本人確認事項：氏名、顔写真、生年月日]
- ② 調査権限があることを示すものとなっているか [調査権限事項：身分証の名称、職名、根拠法令など]
- ③ 身分証が適正に作成され、かつ、管理されていることを示すものとなっているか [適正管理事項：管理番号、発行日、有効期限など]との実態を調査。

調査対象

○ 国等が行う立入検査の身分証：496様式

(参考) 身分証の様式の根拠省令等：13府省で349省令等

※ 司法警察職員による捜査（刑事訴訟法第189条）等は除く。

○ 国が行う統計調査における統計調査員の身分証等：41様式

- ・ 指定統計調査：実地調査証 1様式
 - ・ 統計調査員の身分証 36様式
 - ・ 承認統計調査：調査員の身分証 4様式
- { 国が発行：5様式
都道府県が発行：31様式

○ 国が委嘱(託)する相談員の身分証：6相談員制度

(行政相談委員、保護司、人権擁護委員、民生委員・児童委員、戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員)

調査結果

○ 立入検査の身分証

→顔写真の表記など表記事項の充実

[10府省]

○ 実地調査証、統計調査員の身分証

→顔写真の表記など表記事項の充実

[5府省]

○ 相談員の身分証

→表記事項の充実

[3府省]

1 国等が行う立入検査に係る身分証の表記事項の充実

調査結果

本人確認事項

- 本人確認に必要な顔写真及び生年月日の表記率（全府省平均）
 - ・ 顔写真：55% ・ 生年月日：64%
 - （参考）電気、ガス、水道及びNHKの60事業者における検査員等の身分証の顔写真の表記率：98%
- 顔写真の表記率（省庁別）
 - ・ 公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）及び金融庁：100%
 - ・ 総務省：5%
 - ・ 国土交通省：16%
- 顔写真を表記していない場合には、顔写真付きの職員証（※）を併せて提示することで本人確認に対応。
しかし、この旨を訓令で義務付けているのは国税庁のみ。

調査権限事項及び適正管理事項

- 全府省平均表記率（除く、有効期限）は96%を超えているが、所属部局又は職名、根拠法令、管理番号及び発行日は、今後、更に改善の余地あり。

※ 職員証とは、職務権限を証明しているものではなく、単に各府省に属している職員であることを証明しているもの（証明書の例：〇〇省の職員であることを証明する）。基本的に、顔写真、生年月日は表記されている。

通知要旨

- 府省として統一的な考えの下に表記事項を定め、充実しているもの3府省、充実を図っているもの1府省
- その他は、局あるいは課ごとに身分証の表記事項を定めている。
（同じ課内でも立入検査ごとに表記事項が異なる例あり）
- 顔写真の表記率は、省令等の制定年が新しいほど高率。制定年が古いものは、その後、様式の見直しが行われているものが少ない。

- 1 関係府省は、
 - ① 顔写真及び生年月日を表記する 又は
 - ② 身分証に併せて顔写真及び生年月日付きの職員証の提示を訓令で義務付けるのいずれかの措置を講ずること。

〔内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕

- 2 関係府省は、所属部局又は職名、根拠法令、管理番号及び発行日を表記すること。

〔総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕

立入検査の身分証（496様式）の表記の実態―表記事項別表記率―

区分	表記事項	左の事項が 表記されて いる様式数	表記率（％）													
			府省全体	府省平均	内閣府 (2)	公取委 (4)	警察庁 (5)	金融庁 (8)	総務省 (19)	法務省 (12)	財務省 (20)	文科省 (16)	厚労省 (107)	農水省 (70)	経産省 (97)	国交省 (95)
本人確認事項	氏名	496	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	顔写真	273	55	50	100	100	100	5	58	90	88	44	61	92	16	51
	生年月日	316	64	0	100	100	100	32	75	85	100	40	61	93	43	83
調査権限事項	名称	496	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	所属部局 又は職名	476	96	100	100	100	100	100	100	100	88	93	90	97	100	98
	根拠法令	465	96	100	100	100	100	58	83	93	100	99	100	99	96	100
適正管理事項	管理番号	477	96	100	100	100	100	100	92	100	94	96	99	95	98	88
	発行日	491	99	100	100	100	100	100	100	100	100	98	97	100	99	100
	(有効期限)	147	30	100	25	0	0	68	8	10	0	17	13	20	81	12

- (注) 1 は、改善を求める事項。 は、表記率100%。
- 2 府省名の下段の（ ）書きは、各府省の調査対象とした様式数である。
- 3 根拠法令の表記率は、立入権限を規定する法令が多数で身分証にそのすべてを記載することが実行上不可能な様式数（金融庁6様式、財務省6様式、厚労省1様式、農水省1様式）を除いた482様式を母数として算出。
- 4 財務省のうち国税庁では、身分証には顔写真を表記することとされていないものの、別途、訓令で顔写真付きの職員証の携行、提示を義務付けていることから、表記として整理。
- 5 有効期限については、職員の人事異動等により、失効した身分証が発行者に返納される仕組みが確立されているなど適正な管理がなされているか否かの実態を把握した上で、各府省においてこれを表記事項とするかどうかを検討することとしたもの。

2 国が行う統計調査に係る統計調査員の身分証等の表記事項の充実

調査結果

<実地調査証(※)>

顔写真及び生年月日は未表記

※ 統計法第13条の規定に基づき、指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、あらかじめ総務大臣の承認を得た事項について検査を行う場合等に示す、その職務を示す証票

<統計調査員の身分証>

○ 顔写真の表記率

- ・ 国が発行するもの：20%
- ・ 都道府県等が発行するもの：19%

○ 調査権限事項、適正管理事項：調査名、申告義務等、発行日及び任命期間
→今後、更に改善の余地あり

顔写真の表記率が低い背景は、**国勢調査員証に顔写真が表記されていないことも一因。**

なお、**国勢調査員証は、実地調査証の様式に準じて定めている。**

通知要旨

1 実地調査証に、顔写真及び生年月日を表記すること。
[総務省]

2 統計調査員の身分証に、顔写真、調査名及び申告義務等を表記すること。
[総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省]

3 都道府県等を活用して指定統計調査を行っている府省は、都道府県等に対し、
① 当該府省が自ら身分証の様式を定める
又は
② 身分証の様式を参考に示し、表記事項の充実を図るよう、
助言をすること。
[総務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省]

4 統計法制を所管する総務省は、調査員の身分証について、関係府省に対し、指定統計調査の統計調査員の身分証の表記事項に準じ作成するよう要請するとともに、要請を受けた府省は所要の措置を講ずること。

指定統計調査の身分証（37様式）の表記状況の全体像

表記事項別表記率

区 分	表記事項	指定統計調査			
		実地調査証(1様式)		統計調査員証(36様式)	
		表記している様式数	全様式数に占める表記の割合(表記率)	表記している様式数	全様式数に占める表記の割合(表記率)
本人確認事項	氏名	1	100%	36	100%
	顔写真	0	0%	7	19%
	生年月日	0	0%	1	3%
調査権限事項	名称	1	100%	36	100%
	調査名	1	100%	35	97%
	申告義務等	1	100%	14	39%
適正管理事項	管理番号	1	100%	36	100%
	発行日	1	100%	34	94%
	任命期間	1	100%	34	94%

(注)1 は、改善を求める事項

2 統計調査員証の生年月日については、統計調査員から表記してほしくないとの意見もあり、質の高い統計調査員の確保など、円滑な調査の実施を図る観点から、調査員調査の実態を踏まえて、関係府省において表記の要否を判断すべき事項であるとしたもの。

3 国が委嘱(託)する相談員に係る身分証の表記事項の充実等

調査結果

通知要旨

民生委員・児童委員以外の5相談員の身分証について

- ・顔写真が表記されていないもの : 2様式
- ・職務内容の根拠が表記されていないもの : 4様式
- ・委嘱(託)期間が表記されていないもの : 3様式



今後、改善の余地あり

区分	表記事項	総務省	法務省		厚生労働省		
		行政相談委員	保護司	人権擁護委員	戦傷病者相談員	戦没者遺族相談員	民生委員・児童委員
本人確認事項	氏名	○	○	○	○	○	-
	顔写真	○	○	○	×	×	-
	生年月日	○	○	○	○	○	-
職務内容事項	名称	○	○	○	○	○	-
	職務内容の根拠	×	×	○	×	×	-
適正管理事項	管理番号	○	○	○	○	○	-
	発行日	○	○	○	○	○	-
	委嘱(託)期間	×	×	×	○	○	-

相談員の身分証の表記事項を充実させる方向での見直しを行うこと。 [総務省、法務省及び厚生労働省]

民生委員・児童委員の身分証は、

- ・作成 : 25都道府県
- ・未作成 : 22都道府県

厚生労働省は、当省の調査に併せて検討をすすめ、都道府県等に対し、身分証の様式を示して作成するよう助言。

民生委員の身分証の作成に関する助言に基づき、都道府県等において必要な対応が採られるよう、その状況の把握を適期適切に行うこと。 [厚生労働省]